

令和2年第3回臨時会（7月10日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

## 令和2年第3回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（7月10日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○町長あいさつ	22
○閉議及び閉会の宣告	22
○会議録署名	24

飯綱町告示第105号

令和2年第3回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2年 7月 7日

飯綱町長 峯村勝盛

- 1 期 日 令和 2年 7月10日
- 2 場 所 飯綱町役場 議場
- 3 付議案件 (1) 令和2年度飯綱町一般会計補正予算(第3号)について  
(2) 工事請負契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和2年第3回飯綱町議会臨時会

( 第 1 号 )

## 令和2年第3回飯綱町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年7月10日（金曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第58号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

日程第 4 議案第59号 工事請負契約の締結について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
総務課長	徳永裕二	企画課長	土屋龍彦
産業観光課長	平井喜一郎	教育次長	高橋秀一

---

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

東京都の1日のコロナウイルス感染者が最高の224人となったとテレビで報道されました。飯綱町でも流行らないように皆さんも十分に気を付けて活動してください。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年第3回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年第3回飯綱町議会臨時会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位には、何かとご多用のところ臨時議会にご出席頂き厚く御礼申し上げます。

今年も雨のシーズンを迎え、九州を中心に大きな被害をもたらしております。毎年のように発生している豪雨災害は、想定を超えた河川の氾濫や土砂崩壊を起こしております。危険箇所等の改良など防災に対する地道な努力は当然ではありますが、防災訓練等を通して住民の皆さんにも、いざという時の「命を守る行動」を呼び掛けていきたいと思っております。

さて、今臨時議会には一般会計補正予算（第3号）と工事請負契約の締結についての2件の案件を提出しております。

一般会計の補正予算ですが、歳入歳出それぞれに1億2,743万1千円を増額し、その総額を98億4,340万2千円とするものであります。すべてコロナ感染症対策に関係したものです。主な内容について申し上げます。

総務費では、タクシー事業者、2社への支援として60万円、長電バスへのバス購入補助とし



て2,500万円。

民生費では保育園や児童クラブにおける非接触式体温計や空気清浄機等の購入で197万円。

商工費では、コロナ感染症により経営が厳しい飲食業、宿泊業、タクシー事業を対象とした応援割引チケットを発行する費用として4,000万円計上しました。5,000円のチケットを3,000円で販売するものであり、町が2,000円を負担するものであります。一般のプレミアム商品券と違う点は、使える業種を限定していることと、チケットの販売は各事業者が行うようにしたこととあります。事業者の皆さんの努力にも期待した内容です。発行部数は2万冊を予定しております。宿泊業では、追加支援として町内の人の宿泊は、ほとんど期待できないことから県内外のお客さんを対象とした、宿泊券(5,000円)を発行することとし、その費用で500万円を計上いたしました。ペンションのオーナーがご自分で宿泊客を誘致して頂くもので冬場の宿泊も考慮し来年の2月までの有効と致しました。商工会への事務委託の300万円を含め総額4,800万円となりますが、半額程度の2,400万円は県の補助金を予定しております。コロナ感染症対策として、店舗をリフォームするための補助として600万円を計上いたしました。30万円を限度として補助するものですが、当面20店舗を予定しております。

教育費では、オンライン教育を進めるために小学生、中学生全員にタブレットを整備するなど総額4,586万1千円を計上致しました。

歳入は国庫支出金で9,304万3千円、県支出金で2,400万円を見込み、不足分の1,038万8千円は繰越金を充当しております。提案説明の際には詳しくご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

尚先日、新型コロナ対策に伴う第2次の臨時交付金の内定がありました。2億3,100万円程であり第1次分と合わせますと3億円を超える交付額となります。第2次分についても交付金を活用する実施計画を国に提出する訳ですが、休業対策等から今後の新しい生活スタイルや経済対策等へ重点を置いた予算配分となっております。その点を踏まえ、今後の関係予算補正についても、いろいろな皆さんからご意見を伺ったり、ご提案を頂くなどして、住民の立場に立った有効的で、コロナ対策に足腰を強くするような事業を展開していきたいと思っております。

工事請負契約の締結についてですが、三本松加工施設の一般競争入札の結果、高木建設株式会社  
が落札致しました。応札が1社だけというのは、少し残念な気も致しますが、入札そのもの  
には問題はないと思っております。

宜しくご審議の程お願い申し上げ、臨時議会の開会のあいさつと致します。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、5番 瀧野良枝議員、6番 原田幸長議員、7番 石川信雄議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました、令和2年第3回飯綱町議会臨時会の会期及び日程について説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案については、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程であります。

以上申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

#### ◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 58 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 1 ページから 2 ページをご覧ください。

令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の対応、また第 2 波、第 3 波、今後への備え、に伴う補正で、1 億 2,743 万 1 千円を増額し、補正後の予算額を 98 億 4,340 万 2 千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明します。

2 款、総務費では、公共交通利用促進事業で、町内タクシー事業者 2 社の感染防止対策の取組等に対する経費への支援として 60 万円を計上。アイバス運行事業で、主にスクールバスまた冬場の乗客が増える時期など、定時定路線バスでも使用している中型バスが更新時期を迎え廃車の検討もされる中で、密集を回避するためには車両台数を維持することが必要で、安全な人数での輸送を進める必要があることから、長電バスへのバス購入費補助として 2,500 万円を計上しています。

3 款、民生費では、保育園、児童クラブにおける感染症対策として、非接触式体温計や空気清浄機、マスク、消毒液などの購入費を総額 197 万円計上しています。

7 款、商工費では、商工振興対策事業で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う営業

自粛などで大きく消費の落ち込んだ町内の飲食店や宿泊施設などで使用できる応援割引チケット、及び主に町外からの誘客を見込んだ、町内の宿泊施設で利用できる宿泊券を発行するための費用として4,800万円を計上。感染症対策のため店舗等を改修する際の支援として600万円を計上しています。

10款、教育費では、事務局一般管理費で、小中学校における感染症対策として、サーキュレーターや人体表面温度測定用サーマルカメラなどを購入する費用110万円。小中学校の情報システム費で、文部科学省が進めるギガスクール構想により、児童生徒向けの一人1台の端末（タブレット）と、通信ネットワークを一体的に整備するための費用、総額4,476万1千円を計上しています。

次に、歳入について説明します。

14款、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次分が2億3,111万円交付される見込みとなりました。今回の補正の財源として6,827万8千円を計上しました。主な充当先は公共交通利用促進事業、アイバス運行事業、商工振興対策事業、また、教育費の国庫補助事業の補助裏を予定しています。その他、歳出で説明しました、ギガスクール構想関連の国庫補助金を2,178万7千円、保育園、児童クラブ、小中学校における感染症対策に係る国庫補助金を297万8千円計上しています。

15款、県支出金では、商工振興対策事業の応援割引チケット、宿泊券の発行事業は、県と市町村の連携事業を予定していることから2,400万円を計上。

19款、繰越金では1,038万8千円を増額しています。

なお、議案書の5ページをご覧くださいますと、今回の補正の財源はほとんどが国県補助金となっていますが、ギガスクール構想に係る費用の内、児童、生徒三人に1台分（今回は一人1台の補正をお願いしておりますが）の費用は普通交付税の基準財政需要額に算入されていることから、一般財源（今回の補正では繰越金で対応しておりますが）の増額も必要となっているものです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 59 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 59 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 議案第 59 号 工事請負契約の締結につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案をご覧ください。

本議案につきましては、三本松農産物加工施設建設工事について、令和 2 年 7 月 1 日、一般競争入札に付した結果、高木建設株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結する

にあたり、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、令和2年度飯綱町三本松農産物加工施設建設工事です。

工事場所は、飯綱町大字平出字行人塚 2953 番地 2 ほか

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額は、9,218 万円。

契約の相手方は、長野市安茂里小市 1 丁目 3 番 31 号、高木建設株式会社、代表取締役社長 高木正雄です。

工事の概要につきましては、議案の提案説明書をごらんください。

農産物加工施設につきましては、木造平屋建て、建築面積 164.1 m<sup>2</sup>、延べ床面積は 158.9 m<sup>2</sup>です。電気設備工事、機械設備工事、外構造成工事を一括して契約するものです。

契約金額の内訳につきまして万単位で申し上げます。建築主体工事、2,725 万円、電気設備工事 583 万円、機械設備工事 3,740 万円（うち厨房機器設備は 2,000 万円です）、外構造成工事 370 万円、諸経費 962 万円、工事費合計 8,380 万円、消費税額 838 万円となります。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。3つ伺います。

一つ目、作成者が企画課となっています。何を作成したのかお伺いします。今、説明されたのが産業観光課長だからです。

二つ目、すでに出来上がっているムーちゃんの建物、これは補助金があって建設されたのではないかと思いますが、その際の設計図では加工所が含まれていたと思いますが、これとの関りはどう処理されたのか。

三つ目、なぜ、一者だけなのに入札を進めてしまったのか。そして、なぜ一者しか来なかつ

たのか、その理由は検討されたのか、確認されたのか、調査されたのか、お答えください。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、今の質問の1点目と3点目をお答えします。

まず、入札経過書の作成者が企画課の理由でございますが、企画課が入札を担当しておりますので、この入札経過書を作成した担当課が企画課であるということです。

一者応札であった点についてでございますが、まず、一者応札による落札が適正かどうかについてです。入札の目的は、入札公告などの公開手続きを経て、誰でもが入札へ公平に参加できる競争の機会を確保することです。今回執行した事後審査型一般競争入札は、入札参加資格を有しているもので入札参加意欲のある者は、誰でも参加できるものです。町は本件の入札にあたり、工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されています。結果として、本入札は、一者でありましたが、入札参加者が一者の場合であっても、入札における競争性は確保されておりますので、当該入札は適正であると考えております。また、公告にも、本入札は、参加者数が一者であっても入札を執行すると、記載しております。よって、本入札は、高木建設株式会社が入札し、入札金額が予定価格を下回り、かつ、事後審査をした結果、入札参加資格要件を満たしておりましたので、落札者と決定しました。そして、入札のスケジュールについてですが、6月8日に公告を行い、会場入札を7月1日に実施しています。公告日と入札日を除いた見積期間は、22日間になります。建設業法施行令第6条により、工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上の見積期間をとることになっておりますので、入札スケジュールについても、適正であると考えております。また、入札の公報手法につきましては、予算決算及び会計令第74条によれば、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないとしております。町では、本入札について、6月8日の公告日に、掲示板への掲示、町ホームページへの掲載、建設系新聞3社へのプレリリースを行っております。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 2つ目の質問についてお答え申し上げます。加工施設につきましては、地方創生事業において、交付金を活用して進めています。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和元年度に直売所を作り、令和2年度に加工所を建設したいという計画書を国にあげてあり、その通り事業を進めているということです。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田議員） 企画課長からこの入札は適正であるとの回答がありましたが、その点については、町長の挨拶でもありました。先ほどの質問は、なぜ一者だけだったのかについて、検討、調査を行ったかという内容です。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） なぜ、一者だったのかということについては、町も十分に公報等で入札を公表しており、民間企業にも色々な事情ありますので、町では把握できておりません。

ただ、町としては、なるべく多くの者に入札に参加してもらうため、入札までの期間を十分に取ったり、また入札資格の要件を広げるなどの対応をしております。具体的には、今回の入札は、法に準じて経審の総合評定値が915点以上、また、特定建設業の許可という制限は設けましたが、できるだけ多くの事業者が入札に参加できるよう、可能な限り入札資格の要件を広げて行ったところです。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 最近、当町は高木建設と他の事業でもお付き合いがあります。そういった点において、住民から疑念を持たれないためには、一者だけで入札を行ったことは納得できない。企画課長がこの程度の分析で進めたということでは納得できません。もう少し検討されたということはないのでしょうか。9,000万円の仕事に魅力がなかったのか。その辺をお答えく



ださい。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結果として、議員ご指摘どおりのニュアンスがあるかもしれませんが、入札を執行している側からすると、今は応札がないということもざらにあります。入札に誰も札を入れてくれなかったと。長野県内でも全然珍しいことではなく、いくらでもあります。今回、一者だから入札を止めますというのは、応札者から訴えられてしまうかもしれません。正規な手続きを経て、正規に応札したいというのに、一者では駄目、それなら二者なら良いのかと。町はどう告示したのかというと、一者でも入札を行いますと約束をしているため、やめるとなると罪が深いと思っています。一者となった理由を内部的に分析することも必要なのかとも思いました。ただ、先ほど産業観光課長が丁寧に説明しましたが、建築本体、高木建設が得意としている分野の費用が 2,725 万円という一軒の家を作る程度の金額であり、機械設備が 3,740 万円とそちらが主体となっており、良い意味で利幅がないような工事であると感じられたのかと想像しています。今回については、入札率も大幅に下回っているわけではなく設計金額に近い金額で落札をされているということは、建築本体の工事よりも、機械設備等々の費用で、決まった金額でしか動かないというところに原因があったのではないかと思います。入札自体については、これを止める予定もありませんし、このままやっていくのが本来の姿だろうと思っています。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。青山議員。

○14 番（青山弘） 14 番、青山弘です。事後審査型一般競争入札取扱要領の第 8 条に入札参加者の数が二者に満たない場合は入札の執行を中止すると規定されています。先ほど説明があった、6 月 8 日の公告の中には二者に満たない場合でも今回は入札を行うとされていますが、そうした理由、何の根拠で今回のような公告としたのか、質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 6月8日の公告では、「本入札は参加者数が二者に満たない場合も入札を執行することとする。したがって、飯綱町事後審査型一般競争入札取扱要領第8条は適用しない。」と書いてあります。これにつきましては、指名競争入札だと一者の入札は問題がありますが、基本的に一般競争入札では自治法のQ&Aに「一般競争入札の場合は、参加者が一者であっても入札を執行することが適正である」と記載されていますので、それに沿って公告に記載しています。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今では答えになっていないと思います。その要領は、平成27年6月23日に町で内規として作られたものです。自分の町で作ったルールを変えるにはそれなりの根拠が必要だと思います。それがどのような理由、根拠だったのかをお尋ねしています。何に基づいてこのようにしたのか、ルールを曲げた理由を教えてください。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 先ほどの要領の第8条の部分については、要領を作った当時、なぜ二者以上ということを入れたのかは不明です。基本的に、一般競争入札というものは、「一者であっても入札を執行することが適正」ということは、一般的なことでありますので、今回の入札は適正であったと考えています。そして、この要領の改正について、今後検討をしてみたいと考えています。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 町のホームページの中の三本松農産物加工施設工事の入札のところを見ましたら、事後審査型一般競争入札取扱要領も掲載され、その中の第8条に規定され、公表しているのに、みんなが参加できるから今回はこのルールでやりましたでは、答えにならないと思います。この要領を直しますという答弁であればまだ納得できますが、これにこう書かれてあるからという答弁では納得できません。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 一般競争入札に対して一者の応札であっても、入札を執行することが適正であるということは、行政上、一般的な通例であり、今回の入札は適正です。にもかかわらず、町の要領には二者以上と規定されていますので、今までは第8条を適用しないということで一般競争入札の公告をして参りましたが、この第8条については、今後改正を含めて検討して参りたいと考えています。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。今回、一般競争入札で行い、一者応札でも第8条を除外するという事で公告していると、そういったことで一者でも成立するという事は今言われたとおりだと思います。それでは、この一者応札の現象をどう見るかということ。町民の利益を守る立場から、競争の原理が働かないのではないかと心配されます。競争入札は、透明性、公正性があり、競争原理が働くのが本来のあり方。一番の点である、競争原理が働かないのではと危惧される所です。その辺の考え方、良い悪いではなくお聞きしたい。

もう一つ、今回、一般競争入札で公募したわけですが、公募の範囲はどの程度か。一者のみの応札という現象はこういうところからも出てくるかもしれません。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 入札の基本的な考え方ですが、入札には指名競争入札、そして一般競争入札があります。指名競争入札は、町が具体的に指名します。一般競争入札は、当日まで何者出てくるかわからないというのが原則です。庁舎の時もそうでした。したがって、業者自体もどこが競争相手かわからないと思います。そういう点で、必ず一者だから良い線を出しておけば良いという発想の入札は心配ないと思っています。議員がおっしゃるとおり、原則は競争ですので、なるべく競争になるようにするのが原則です。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 先ほどの答弁と重複しますが、入札の参加資格の要件について、説明します。1として、町建設工事入札参加資格者名簿登載者で、建築一式工事の総合評定値が915点以上であること。2として、特定建設業の許可があること。3として、これが地域のところですが、北信区域内に本店又は営業所があること。4として、対象工事と同種の施工実績があること。5として、配置予定技術者が1級建築施工管理技士等の資格を取得していること。これらの要件を付けております。そして、事業所の所在地、同種の施工実績、配置予定技術者の資格については、どの工事でもほぼ同じ要件を付けています。総合評定値については、先ほどの答弁と重複しますが、設計金額が9,000万円以上であることから、飯綱町建設工事等入札制度事務処理規程の第3条により、A等級、総合評定値が915点以上という要件が必要になります。また、本工事は、建築主体工事と比較して機械設備工事の比重が高く、下請代金が高額になると予測される工事であることから、特定建設業許可を必要としました。結果としては、一者でありましたが、法に準じた上で、できるだけ多くの事業者が入札に参加できるよう、入札資格の要件をできるだけ広げているところです。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、資格の要件の説明がありましたが、地域的な範囲はどの程度で公募しましたか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 北信区域内に本店又は営業所があることです。北信区域内とは、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、信濃町、飯綱町、小川村、でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。機械設備の詳細を伺いたいのでお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 機械設備工事の中には、冷暖房設備、換気、衛生器具、給排水、ガス設備、消火設備、蒸気、エアー、屋外給排水設備、厨房機器がございます。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） この中には搾汁する機械は入っておらず、別に発注するという事によろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 搾汁する設備については、厨房機器の中に入っています。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。原田重美議員。

○13番（原田重美） 13番、原田重美です。この約9,200万円には機械設備等があるということが今の説明でわかったわけですが、高木建設としては、本体工事としては2,500万円位になり、他は機械等の設備関係になりますが、別々の発注ではなく、高木建設一括して受注したということでしょうか。別々の発注にしないで良いのでしょうか。確認だけしておきたい。

もう一点、今回の加工所建設に当たっては、建設予定地の地盤に問題があり、南側へ移したわけです。増額が問題となり、予定地を変更しましたが、ここまでのところ、当初の予定した金額の範囲内で収まっているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 一括発注の理由ですが、工事費が増額し、移転せざるを得なくなったという話をしましたが、その関係で、一括して発注することによって、経費が削減されて、予算の範囲内で発注ができるということで採用しました。もう一つは、全協でも申し上げましたが、信大から機器をいただくにあたり、9月に機械機器を受領しなければなりません、請負った業者がその段取りまですべて把握して実施できる一括方式を採用しました。

三本松農産物関係の事業ですが、今のところ予算の範囲内で実施しております。道の駅構想については、別問題として動いておりますので、その点をご承知おき下さい

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川詔夫です。2点お尋ねします。

一点目は、今般の農産物加工施設建設工事にあたり、当初予定地の変更経緯を踏まえると、綿密に検討され対応されたと思うところがございます。したがって、今後、この工事にあたり、追加工事等、請負金額の増額は原則ないと理解してよろしいか、見解を伺います。

二点目は、先ほど課長から本体工事や電気設備工事、機械設備工事、外構造成工事等の内訳金額の説明がございました。先に頂いた資料によりますと、本体の建設工事の他に先ほど申しました機械設備等々から更に備品等の項目がございました。備品の調達というものはないと理解してよろしいか、また、今回の9,218万円の財源の裏付けをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 色々ご心配をいただき申し訳なく思っております。一点目、今後、追加工事等による補正はないのかという点については、庁舎もそうですが、原則、最初から追加の案件も持ちながら発注しているものはございません。したがって、今のところも国の補助事業ですし、原則、追加発注はないと思っております。ただ、仕事をやっていく上で、予期せぬ事案が出てくれば、説明をして、お願いをしなければならぬと思っております。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 今現在発注している事業については、地方創生推進交付金を充てております。

確認をさせていただきますが、備品とは機器のことでしょうか。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 令和2年度に加工所の建設を行っていますが、それに附帯する設備等は聞きましたが、その中に更に備品を調達したいということはあるかないか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 厨房内で使用する机とかの備品は含まれております。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 先ほど財源の話がございましたが、手持ちで予算書しか持っておりませんので事業に対してのはっきりとした金額は申し上げられませんが、予算書で読み取れる範囲でお答えします。世界に誇る力強い産業形成事業、これは推進交付金の事業として行っており、この中で今回の加工所の建設をしております。この世界に誇る力強い産業形成事業の国庫補助金が推進交付金であり 6,570 万円となっております。先ほどの工事費ですとか備品購入、また委託料等も含めて補助対象としていると思いますが、その関係で推進交付金が 6,570 万円という予算額となっております。推進交付金については、ハード事業は半分の 50%の補助率ですので、残りの補助残については、起債等で対応しております。この関係の起債、まちひとしごと創生交付金事業債を充当しておりますが、こちらで 2,600 万円ほど予算を組んでおります。そういったものを財源に今回の加工施設を対応させていただいていると思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。樋口議員。

〔11 番 樋口功 登壇・討論〕

○11 番（樋口功） 11 番、樋口功です。賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の農産物加工所の建設は、具体的には 2019 年 3 月 22 日に町当局から説明があり、その

後の説明も合わせ、議会でも承知している「道の駅化を目的とした新直売所の建設」の一環として「新たな産業創出への展開」を目指し行われるものであり、農業の6次化の最終場面でもあります。このことは、3直売所及び参加農産物生産者と町や指定管理団体との説明会や話し合いがあり、それまで単独で開設されていた町内の3直売所が解散し、各農家が新たな直売所組織の一員としてスタートすると決定した理由の一つでもあります。したがって、現在、各直売所に属していた農産物生産者の皆さんが計画どおり工事着手され、加工所が開設されるよう待ち望んでいるところです。

一つの例を挙げますと、農家の皆さんがりんごを加工してジュースを作る場合、町内にはその設備がなく、長野市や遠くの飯田市にある施設で加工してもらっていました。ところが、昨年の台風19号被害で長野市の加工所が被災したため、加工を断念、もしくは飯田市の加工所までりんごを運ぶという事態になりました。町内に加工施設があればと強く思った農家の皆さんも多くおりました。

入札が正当な手続きを経て行われる限り、瑕疵ある行政行為とは言えず、また、契約の締結についてはその必要性、契約の相手方及び契約価格の妥当性等については町当局のこれまでの説明から、この契約の締結を否とする理由は見当たりません。

繰り返しになりますが、加工所の新設は3つの直売所が解散し、農産物生産者の皆さんが新たな直売所の一員としてスタートした理由の一つでもあり、計画どおり開設されることを待ち望んでいる多くの農家の皆さんのためにもこの契約の締結に賛成します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第 3 回臨時議会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

只今は提案いたしました案件につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。三本松地籍の農産物直売所は、5月にオープンいたしましたが、6月は去年の5倍に当たる900万円程を売り上げるなど順調なスタートを切っております。これから桃やリンゴ、米という本命の農産物が出てきますので、大きく売上を伸ばしてほしいと期待しております。6次産業化の柱として取り組んできた直売施設であり、農家の期待に応え、当初の目的を達成する運営を強く願っております。

新型コロナ関係対策では、開会のご挨拶でも申し上げましたが、第2次の交付金の内示が2億3,100万円程あり、今回の補正で6,827万8千円を充当いたしました。従いまして差額の1億6千万程が残っており今後の対策費用に充てていくこととなります。国では、場合によっては第3次の臨時交付金も考えているようであり、私ども地方自治体として、その動きを注視するとともに、具体的な対応策など議会とも相談していきたいと考えております。

なかなか終息が見えてこない新型コロナ感染症です。伴にこの苦難を克服するようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつと致します。有難うございました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年第3回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

5 番

6 番

7 番